

2023年12月11日

栃木県知事

福田 富一様

立憲民主党栃木県総支部連合会

代表 福田 昭夫

特別支援学校寄宿舎にかかる提言書

令和3年11月に県教育委員会が那須及び栃木の特別支援学校寄宿舎の廃止を表明して以降、県内各地でその教育的意義についての議論が活発となった。その後、令和4年12月には、県議会において、教育長の答弁により廃止の延期が表明され、さらに令和5年には、有識者による検討会が設置されることとなり、現在に至るまでに5回にわたる検討会が開催されている。

かかる検討会は、「特別支援教育のあり方に関する」検討会であるところ、知事は会見において「(寄宿舎の)廃止するか否かも含めて議論してくれることになる」と捉えている」と発言している。他方で、県教育委員会は、寄宿舎廃止の意向は変わらないと明言しており、本年度末の廃止については再び延期の意向が表明されたものの、こうした不安定な状況にある中で、特別支援学校を利用する多くの子供たちや保護者、地域の方たちが不安を抱えている。

そうした中、立憲民主党栃木県連としては、本年9月に那須・栃木の特別支援学校の現地調査を実施し、さらに文部科学省へのヒアリングを実施した。寄宿舎の中で、子供たちが笑顔でいきいきと活動し、そばに指導員の先生方がしっかりと寄り添う姿を確認することもでき、あらためて特別支援学校寄宿舎の教育的意義の大きさと設置の必要性を確認したところである。その価値は、これまで県教育委員会が特別支援教育の現場で積み上げてきた財産であり、県にとって、失うわけにはいかないものと

評価できる。

子どもたちにとっては、卒業してからの人生の方が長く、親なき後に社会で生きていく力がついているかどうか、親にとっては本当に切実で胸が痛くなるほど不安になる気持ちが想像できる。障がいのある子どもたちが、生涯にわたって自立し社会参加していく力を養うことこそが一番の目的のはずである。入居して毎日の生活を営みながら、一つ一つ丁寧に繰り返し生活リズムの中で自立することを学ぶことができる、そして幅広い世代の人と交流し、家族以外の他人から差し伸べられる手をつかむことを経験できる寄宿舎に替わる存在はない。

そこで、以下、特別支援学校寄宿舎にかかる提言をする。

1. 学校教育法第78条には「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない」との規定があり、通学困難の定義が不明確な中、全ての子どもたちの教育を受ける権利を保障するためには寄宿舎の存在は必要不可欠である。さらには、寄宿舎の教育的意義の大きさは広く認められているものであり、全ての子どもたちにとって寄宿舎が教育施設として恩恵を受けられる環境整備を進めることこそが県の責務である。
2. 県教育委員会は、令和3年に表明した寄宿舎廃止の方針について、白紙撤回するとともに、子どもたちの教育環境を守るため、設備の改修等、寄宿舎の存続に向けた環境整備に取り組むこと。
3. 環境整備にあたっては、保護者をはじめ地域住民や福祉関連事業者、さらには現場を支える教職員等と十分に協議を行い、その意見を最大限尊重すること。
4. 寄宿舎のもつ教育的意義を最大限に活用するため、日帰りも含めた短時間の入所や学区を越えた受け入れ等、できるだけ多くの子供たちが利用できるような柔軟な運用に取り組むこと。